

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月8日（金）午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員

①出席委員 11人

職務代理者 14番 垣内源司
委員 1番 田中茂喜
2番 宮本厚
3番 高月嘉彦
4番 井上久志
7番 清水京子
8番 坂本竹市
9番 小野瀬マサエ
11番 中田政木
12番 梶原利幸
13番 梶原光政

②欠席委員 3人

5番 川田邦男
6番 木野秀俊
10番 眞田八重子

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 2人

第1区 矢野道政
第10区 中里和也

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第1号 農用地利用権設定解除申出について
日程第4 報告第2号 農用地利用権設定解除申出について
日程第5 報告第3号 農用地利用権設定解除申出について
日程第6 報告第4号 農用地利用権設定解除申出について
日程第7 報告第5号 農用地利用権設定解除申出について
日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第10 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 田所孝之

7. 会議の概要

| | |
|-------|---|
| 事務局 | ただ今から、5月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、職務代理者の垣内委員からご挨拶を申し上げます。 |
| 職務代理者 | (垣内委員・あいさつ) |
| 事務局 | それでは、議事に入らせていただきます。川田会長が欠席でありますので、議事進行は、会議規則3条及び農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、職務代理者の垣内委員をお願いします。 |
| 議長 | ただ今から、5月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中11名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、5番 川田会長さん、6番 木野委員さん、10番 眞田委員さんから欠席の旨通告がありましたのでご報告します。 |
| 議長 | 日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。 (異議なし) |
| 議長 | 異議なしと認めます。 それでは、8番 坂本委員さん、9番 小野瀬委員さんをお願いいたします。 |
| 議長 | 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) |
| 議長 | 異議なしと認めます。 よって、会期は本日の1日間と決定しました。 |
| 議長 | 次に、日程第3、報告第1号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いいたします。 |
| 事務局 | 1ページの報告第1号をご覧ください。 (報告書朗読) 解除届出は、令和2年4月6日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。 以上で説明を終わります。 |
| 議長 | ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。 (質問・意見なし) |
| 議長 | 質疑がないようですので、次に移ります。 |
| 議長 | 次に、日程第4、報告第2号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いいたします。 |
| 事務局 | 2ページの報告第2号をご覧ください。 |

(報告書朗読)

解除届出は、令和2年4月9日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第5、報告第3号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。

事務局

3ページの報告第3号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和2年4月9日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第6、報告第4号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。

事務局

4ページの報告第4号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和2年4月9日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第7、報告第5号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。

事務局

5ページの報告第5号をご覧ください。

(報告書朗読)

解除届出は、令和2年4月16日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 質疑がないようですので、次に移ります。

議長 次に、日程第8、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」議題といたします。

事務局 事務局より提案説明をお願いします。

事務局 6ページの議案第1号の議案書から、7ページは位置図です。それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、県外に居住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、規模拡大を検討している譲受人に贈与する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、選果機1台、草刈機3台、動力噴霧機2台、モノラック3基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間240日従事しているということですのでありますから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第10区の中里推進委員さんからお願いします。

第10区
中里推進委員 中田委員と一緒に現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われまます。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 次に、11番の中田委員さんからお願いします。

11番
中田委員 中里推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思いまます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第1号について原案のとおり決定す

ることに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、日程第9、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

8ページの議案第2号の議案書から、9ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、県外に居住しており、農業に従事することが困難な状況であるため、双方の合意により売買したい。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

売買価格は、〇〇〇円で10a当たり〇〇〇円です。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書②をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車3台、選果機2台、草刈機3台、動力噴霧機3台、モノラック12基を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間270日従事しているということですのでありますから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第1区の矢野推進委員さんからお願いします。

第1区

矢野推進委員

田中委員と一緒に現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われまます。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

次に、1番の田中委員さんからお願いします。

1番

田中委員

矢野推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第10、議案第3号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 10から11ページの議案第3号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和2年4月23日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が12件で21筆、面積は、14,528㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。受付番号44番から11番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後2時00分)